平成２９年（フ）第１１８号
福岡県久留米市青峰１丁目19番14032号
債務者　清原　信介
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２５７号
熊本市南区日吉２丁目13番64号　日吉タウンハウス101号室
債務者　深町もとみ
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７４号
大分市大字永興224番地の３（シャトレ三ケ田町303）
債務者　川野　弘美
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３号
宮崎市佐土原町上田島1615番地２、住民票上の住所宮崎市高洲町296番地16　ＬＵＸＹマンション301号
債務者　松浦　幸一
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５４号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3036番地１
債務者　日高　裕美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第４９号
栃木県下野市川中子４番地79
債務者　大柿　孝治
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第６５８号
東京都多摩市連光寺３丁目４番地の１ドゥエル聖蹟302
債務者　中原　　勇
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３７号
長崎県佐世保市矢岳町13番23号
債務者　太田ユリ子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
長崎県佐世保市矢岳町12番24号、前住所福岡県福岡市博多区住吉４丁目13番14号
債務者　前田　頌太
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
長崎県佐世保市田の浦町26番地６　アーバンウィング101号、前住所長崎県佐世保市松瀬町696番地14
債務者　野田　和正
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
静岡市駿河区登呂２丁目12番８－２号
債務者　増田　歩香
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４１号
東京都多摩市永山２丁目３番地２－104
債務者　丸山　　稔
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１７７号
横浜市港北区綱島東３丁目８番９号　ハウス布施202
債務者　尾原　　純
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４６２号
横浜市旭区左近山1186番地11　左近山団地６街区４棟401号
債務者　齋藤　敏章
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８号
愛知県蒲郡市神ノ郷町下向山29番地２　ユトリロ神ノ郷303、従前の住所愛知県岡崎市若松東２丁目２番地14　ＫＮニュービギンハイツ　103
債務者　志摩　明恵
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１２９１号
横浜市緑区中山町161番地３　クレフォートＴ　102号
債務者　杉沢　　繁
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部